

近代哲学とジェンダー

金子 裕介

はじめに

本稿は、ジェンダーという現代的な概念を、近代哲学の脈絡から捉えようとする、試作的なものである。巷には、ジェンダーに関する文献は溢れている。そして日本でも、主に社会学者の貢献により、議論はかなり洗練されている。これに対して、本稿で私は、哲学の立場から、何かしらの発言をしたいと思う。しかしそのために、付け焼刃の知識で臨むのではなく、自分が研究対象として来たものから、論を起こすべきだと考えた。そしてこう考えた時、自分の馴染みのある、近代の哲学者を参考にして、ジェンダーを捉え直してみるのが良い、と思われた。

そこで、私が取り上げるのは、デイヴィッド・ヒューム(1711-1776)、イマヌエル・カント(1724-1804)、ジョン・スチュアート・ミル(1806-1873)、という三人の哲学者である。この中で、本当にジェンダーを論じたのは、『女性の隷属』(1869)を書いたミルだけである。しかし、私は、ヒュームとカントの議論を辿ることにより、ミルの議論を呼び起こす背景と成った、女性に対する社会的な通念を取り出すことができると考えている。具体的に言うとそれは、「家事をするべき性としての女性」、「支配される性としての女性」というジェンダーである。前者は、『人間本性論』におけるヒュームの議論から取り出され(II)、後者は、『人倫の形而上学』におけるカントの議論から取り出される(III)。そしてこの二つのジェンダーが、ミルにおいて、統合的に論じられる、という方へ議論は進められることに成る(IV)。

「ジェンダー(gender)」という言葉が使われ始めたのは、1970年代の第二波女性解放運動(フェミニズム)の中においてだと考えられている(cf.江原・山田[2003],p.12)。1970年代という時代のため、当然のことながら、ヒューム、カントはもちろん、ミルまでも、「ジェンダー」という言葉を使うことはない。その代わりに、彼らは、「セックス(sex)」という言葉で、ジェンダーを論じるのである！

しかしこの言葉の違いにより、本稿の議論が時代錯誤に陥るとは、私は思わない。彼らの議論を辿れば分かる通り、確かに、ヒュームやカントの議論にも、「ジェンダー」という言葉で表される概念が存在しているのである。そしてジェンダーの問題がヒュームやカントの時代にまで遡られることにより、その、伝統的な哲学に対する位置づけも、見定められるはずである。

I. ジェンダーの起源

そうは言っても、ジェンダーとは何なのかを、特に歴史的な脈絡から理解しておかなければ、たとえ近代に戻ったとしても、地に足のついていない議論をしかねない。そこで初めに、「ジェンダー」という言葉について、最低限のことを、まとめておきたい。

I-i. 第一波フェミニズム

既に上に述べたが、「ジェンダー」は、第二波フェミニズムの中で使われ始めた言葉である。つまり、ジェンダーは、フェミニズム、即ち女性解放運動と切っても切れない関係にある。

フェミニズム(女性解放運動)は、市民革命の勃発した、イギリス(1640-1660年ピューリタン革命, 1688-1689年名誉革命)、フランス(1789-1799年フランス革命)、アメリカ(1775-1783年アメリカ独立革命)で出現した、と考えられている。それは、「人権、人権と言うが、その様な権利が与えられるのは男性だけであり、女性は排除されてしまっている。これはおかしいではないか」といった不満に起因するものであり、市民革命の孕んだ矛盾を突いていたのである。実際、フランスにおいてこの不満からフェミニズムを起こした、オランプ・ド・グージュ(1748-93)は、革命政府(ジャコバン派)を批判したことにより、処刑されてしまっている。彼女以外には、この運動における先駆者として、イギリスのメアリ・ウルストンクラフト(1759-97)といった人物が有名である²。

この初期フェミニズムは、婦人参政権に代表される、女性の社会進出を目指したものであり、「公共的な場面で女性に対する規制を失くそう」という意味での、リベラリズム(自由主義)の形態を取っていた。そしてそれは、18世紀の市民革命期から、20世紀前半の婦人の参政権獲得³までの出来事だと考えられている。今日、この時期の女性解放運動は、「第一波フェミニズム」と呼ばれている。

I-ii. 第二波フェミニズム

第一波フェミニズムに対し、それとは一線を画する仕方で、「そもそも何故、女性は育児や家事に専念しなければならないのか」、「何故、妻は夫に従わなければならないのか」、「何故、女らしくなければならないのか」という、より根本的な問題意識から、女性を解放しようとする動きが、1960年代のアメリカにおいて起こった。これを「第二波フェミニズム」と言う。ベティ・フリーダン(1921-2006)、ケイ

ト・ミレット(1934-)、ジュディス・バトラー(1956-)などが、代表的な論客だと言われている。「人は女に生まれえない。女に成るのだ」という名言を残したシモーヌ・ド・ボーヴォワール(1908-1986)も、このグループに含まれよう⁴。

第一波フェミニズムが女性の社会進出という意味での、公共的(public)な場面での女性の解放を目指したのに対して、この第二波フェミニズムは、個人的(private)な次元での女性の解放を目指した運動だと言える。個人的な次元での解放とは、つまり、個人レベルで社会に植え付けられた規範意識から、女性を解放しようとするのである。例えば、大方の女性は、夫に従うべきだ、家事をするべきだ、といった規範意識を、社会的に植え付けられている、と考えられる。この規範意識から解き放たれるための議論そして理論を、第二波フェミニズムは構築しようとしたのである。

さて、その際、考察対象と成った、「規範的な女性意識」を論じるのに、第二波のフェミニスト達は、身体的生物学的な性別としてのセックス(sex)とは別の表現方法を必要とする様になった。そこで、元来、言語学において名詞の性別を表していた「ジェンダー(gender)」という言葉が、「規範的な女性意識」を表すものとして、彼らの議論に取り込まれたのである。これが、「ジェンダー」という言葉の起源である。1970年代のことだと言われている⁵。

II. ヒュームとジェンダー

以上が、歴史的に見た「ジェンダー」という言葉の起源である。その後、第二波フェミニスト達によって、議論がどの様に展開されて行ったのか、ということを追うのは本稿の目的ではない。本稿で考察されるのは、第二波フェミニズムにおいて出現したジェンダーという概念が、それ以前の思想家において、どの様に論じられていたか、ということである。そのために、第一波フェミニズムの起こった市民革命期にまで戻り、その時代に活躍した哲学者が参照されるのである。既に予告した通り、それは、ヒューム、カント、そしてミルである。まず、ヒュームから論じることにしよう。

II-i. ヒュームの経験主義とジェンダー

ヒュームは、経験主義の哲学者として知られている。彼の経験主義は、人間の知識の起源を、経験、より詳しく言えば、感覚的な印象(impressions of sensation)に求める考え方だと言える(Hume[1739-1740],p.7, 大槻[1948],p.35)。感覚的な印象とは、今、私が目の前にしている光景、目の前にしている光景、肌を感じる湿気、何処かか

ら漂ってくる匂い、といった事柄である。ヒュームは、これらの感覚的な印象から、連合原理という人間の心の特性により、リンゴの一般的な観念だとか、論理的な推論、因果的な推論、といった知識が形成されて行く、と考えた。

このヒュームの経験主義は、様々な解釈を生み出した。例えば、「それは単純に、人間が赤ん坊の時から辿る、学習の道筋を表しているのではないか」と考えられた時があった。(クワインによる経験主義の解釈が、これだと私は言いたい。) しかし、黒田亘が明らかにした通り、経験主義をそのような学説と解釈することは、避けられねばならない⁶。

他方、経験主義は、現代の経験主義である論理実証主義者達によって、「感覚的な印象に還元できない知識は意味を持たない」という思想(現象主義)として解釈された時もあった。しかしこの解釈は、内部から崩壊する運命にあった⁷。

では、ヒュームの経験主義は何を言わんとしているのか。これについて、一つ言えるとすれば、それは、「私達が現に持つ知識は、レモンの一般的知識であろうとも、物理学の様な高度に抽象的な知識であろうとも、その理解の次元では皆、感覚的な印象に根付いている」と言っているのだと、解釈できる⁸。

そしてこの意味での経験主義は、次の仕方で、ジェンダーに関わって来るのである。即ち、男であろうと女であろうと、知識の持ち方というのは皆、同じものであり、感覚的印象に根付いた仕方で得られていると考えられる。ならば、「女には数学は理解できない」といった差別的な見解は根拠を失い、性別による知的能力の差別は廃棄されることに成る。

少し強引だと思われるかも知れないが、これは、ミルによって実際に辿られた道なのである(cf.水田[1984],pp.102f.)。そしてそのミルの議論を通じ、ヒュームの経験主義は、本人には思いもよらなかったかも知れないが、ジェンダーの理論的な背景の役目を与えられるのである。

この点について付け加えられるべきなのが、「実地的経験(experiment)」と呼ばれる、ヒュームの研究方法である(Hume[1739-40],pp.xviii-xix, 大槻[1948],p.25)。ヒュームは、心理現象や道徳について、それを研究する時には、実験室の様な作為的な環境を作ったり、あるいは、現代的に考えれば、アンケートを介した統計的調査をしたりするのではなく、人間をありのままに観察することが肝心だ、と主張した。この、ありのままの人間観察が、「実地的経験」とヒュームの呼ぶ研究方法なのである。この研究方法は、ミルにも受け継がれ、ミルの提唱する性格学(ethology)の背景に成ったのである(cf.水田[1984],pp.112-113)。

こうして、経験主義の哲学に倣うと、実地的経験にせよ、性格学にせよ、社会

をありのままに観察することにより、ジェンダーという社会的性別の存在が認められることになる。ジェンダーという概念は、経験主義という思想的背景を持つことができるのである。

II-ii. 恋愛感情の分析

以上の考察から、ヒュームの経験主義は、ジェンダーの理論的背景に成り得ることが分かる。そこで次に、更に、ヒュームの論述に立ち入ることによって、彼の議論の中からジェンダーに関わる部分を抜き出し、考えてみることにしたい。

まず、ヒュームが男女間特有の恋愛感情(amorous passion)の分析をしている、という所が、注目される(Hume[1739-40],pp.394-396, 大槻[1951],pp.176-182)。それは彼独自の情念論を踏まえたものであり、エッセー的と言うよりも、冷淡ささえ感じられる分析である。ここでは、その要点をまとめてみよう。

ヒュームは、恋愛感情が、次の三つの要素に分解されると考えた。

- (1) (a) 相手(異性)の美しさによって喚起される快(pleasure)の気持ち
- (b) 性的欲求(the bodily appetite for generation)
- (c) 慈愛(benevolence)⁹

そしてこれらが、情念論における論理により、以下の通り、結び付けて論じられて行くのである。

美しさにより喚起される快という第一の要素(=a)は、一方で、その快の原因である相手に対する性的欲求という第二の要素(=b)を呼び起こす¹⁰。だが他方で、その快の気持は、原因である美しさの担い手である異性という他者の観念を介して、その異性に対する愛情という感情をも生じさせるのである(Hume[1739-40],pp.329f., 大槻[1951],pp.85f.)¹¹。この愛情が、第三の要素(=c)である慈愛(=c)を形成する。

但し、ヒューム自身は、慈愛を、愛情と少し区別して論じている。つまり慈愛は、愛情の一種でありながらも、相手の幸福な境遇を欲し、不幸な境遇を嫌悪するという、より複雑な感情として捉えられているのである(Hume[1739-40],p.368, 大槻[1951],p.139)。しかしながら、ここでは、議論の進行上、慈愛と愛情とを同一しても差支えは無いと思われる。

ここでポイントと成るのは、むしろ、その様な微細な区別ではなく、次のことであろう。即ち、性的欲求(=b)は常に、相手の美しさから喚起された快により、その都度惹き起こされる感情である。これに対し、慈愛(=c)は、既にその快の感

情が変容した、愛情という感情の一種である。そのため、慈愛の方は、それが結び付いている他者の観念が存在する限り、快の感覚的気持ちが無くても、持続的に抱かれ続ける。

つまり、慈愛の感情は、相手の美しさに喚起されなくなったとしても、他者としての相手の観念がある以上、残存し続けるのである。このことから、夫婦の結び付きが、一時的な性的欲求と言うよりも、社会的とも言える、持続的な関係性であることが認められるのである。

II-iii. 異性間の自然な欲求

このように、恋愛感情は、そこに慈愛の要素が含まれることにより、男女という異なる人間が持続的に結びついて行くための根拠を与える。注目すべきなのは、この恋愛感情を、ヒュームは別の箇所で、「異性間の自然な欲求(natural appetite between two sexes)」と言い換え、社会を形成する原初的な原理と見做している、ということである。そのヒュームの議論は、次の様にまとめられる。

(2) 我々人間は、必要な分の食料を常に手にしているとは限らないし、自分一人で身を守れるほど強くない。このことが、人間が集団と成り、分業をして生産を高め、居住区域を共同して作ること、即ち社会を形成することの理由である。しかし大方の人間は、食料の枯渇や身に迫った危険など、遠くに感じられる利害を察知する程、明敏ではない。それ故、社会を形成する必要性に気付く、それを行動に移せる人間は、稀である。けれども、否が応にも互いに結び付き、小社会とでも呼べるものを形成する原初的な心の働きが、人間には備わっている。それが異性間の自然な欲求である。(cf.Hume[1739-40],pp.484-486, 大槻[1952],pp.55-58)。

こうして人間は、恋愛感情を媒介にして、家族として社会を形成する、とヒュームは論じるに至る。更にヒュームは、こうして形成される家族が、家族というだけで、互いに愛情を抱く様に成る、とも論じている(Hume[1739-40],pp.351-357, 大槻[1951],pp.117-125)。この、家族の絆だけで生じる愛情は、先に慈愛として述べた類の愛情を、活気付ける役割を果たすとも考えられるだろう。

II-iv. 黙約とジェンダー

しかしながら、原初的には、異性間の自然な欲求に導かれるのだとしても、社会を形成する理由そのものは、衣食住の確保である。この点を押さえるならば、「他の人の食べ物に手を出さない」とか、「他の人の居場所を奪い取らない」といった衣

食住に関する取り決めは、家族という小社会にも、当然、投影されていると考えられる。このことは、例えば、兄が弟の食事に手を出した時、親が当然の様に、それを叱る所に現れている。その際、兄が「何故叱られなければならないのか」と反抗したなら、親は「そんなのは人間としての当然のことだ」と答えるはずである。

ヒュームは、この様な、人間として、社会を形成する上で当然と考えられる決まりごとを、いちいち言葉にして同意を求める必要のない、自然に身に付けるべき慣習として、「黙約(convention)」と呼んだ(Hume[1739-40],p.480etc., 大槻[1952],p.49etc.)。

さてここで、問題と成るのは、家族という小社会において、それ特有と言える黙約というものは存在するだろうか、ということである。

ヒュームの答えは、その様な黙約は存在する、というものであった。具体的に彼が挙げるのは、妻の貞操(chastity)である。要するに不倫をしない、ということなのだが、ヒュームはこれを、家族、というよりも夫婦間の黙約として、女性の身に付けるべき徳だと考えた(Hume[1739-40],p.570, 大槻[1952],pp.177-182)。しかし、何故、女性だけなのか、という不満めいた疑問が抱かれるだろう。この疑問に対し、ヒュームは、生殖(generation)に関する生理学的な説明を試みているが、正直、それほど説得力はない。

私達としては、むしろここで、ヒュームの主張における、「家族特有の黙約がある」という側面だけに注目したい。つまり、家族という小社会には、それ特有の黙約が存在するのである。そしてそれこそ、私達が現代において「ジェンダー」と呼んでいるものに該当する、と考えられるのではないか。

その黙約としてのジェンダーは、ヒュームの挙げる、貞操の様に、家族を形成する原理と成った恋愛感情という、原初的な感情を傷つけない類の行為でもあるだろう。だが更に、家族も生活の場である限り、その生活を安定させ、更に豊かにするための行為も、当然、黙約に含まれると考えられるのである。そこで、先の、社会の形成を説明した文章(=2)を振り返ってみよう。その文章においてヒュームは、社会が形成される際には、分業が一つの契機に成る、と述べている。

この分業という社会通念が、家族に投影された時、現代における典型的なジェンダーが生成するのである。それは、夫は賃労働をし、妻は家事・育児をする、という、性役割分業である(cf.江原・山田[2003],pp.49f.)。

ヒュームが生きたのは、イギリスが産業革命に至る時代であった、ということにも注目しよう。その時代では、家族ぐるみの自給自足の農業生活が終わりを告げ、領主の囲い込み(enclosure)によって土地を取り上げられた男性達が、工場労働者と成り、家族から外へと賃労働をしに出掛けて行った時代だった。そしてその

時代の流れの中で、性役割分業が黙約の一つに成った、と考えられるのである。

私は、この性役割分業を、ヒュームの議論から取り出される、典型的なジェンダーだと見做したい。つまり、「家事をするべき性としての女性」というジェンダーこそ、ヒュームの議論から読み取られることなのである。

III. カントとジェンダー

こうして、ヒュームの議論から、「家事をするべき性としての女性」というジェンダーが、黙約として、取り出された。それは市民革命を経た産業革命期に生成したジェンダーだとも言える。そして市民革命や産業革命が当時のイギリス特有のものだと考えるなら、そのジェンダーは、イギリスという社会の中で形成されたとも言える。そこで今度は、そのイギリスとは正反対の、封建主義的で、保守的な風潮にあったドイツ、というよりもプロイセンに居た、カントの議論に目を向けてみよう。そして彼の議論から、封建的あるいは家父長的なジェンダーが、生成する経緯を辿ってみたい。

III-i. 封建主義の影響

カントは、プロイセンという、オーストリアと競い合いながら、神聖ローマ帝国後のドイツの主導権を握って行った国に生まれた。ヒュームが市民革命後の民主主義的なイギリス(大ブリテン王国)に生まれたのに対し、カントの活動したプロイセンは、フリードリヒ二世(1712-86,在位 1740-86)に代表される、啓蒙専制主義の只中であつた。カントの思想は、その封建主義的背景の下、形成されたのである。

「封建主義」とは、東洋にしる、西洋にしる、土地を仲立ちとした、権力者同士、あるいは権力者と庇護下にある人民、との間の支配関係を表すと考えられる。さて、私達は、この封建主義に至る経緯を、ヒュームの社会形成の議論(=2))の延長において考えることができる。

人間はそこで生活するため、私的に、土地を所有しようとする。そしてその土地の安全性を確保するために、社会を形成する。これがヒュームの議論の枠内で考えられることである。しかし、その議論では、社会を形成し土地の安全性を確保したとしても、社会の外部から敵が侵入して来た時、どう対処したら良いのか、ということが未だ考えられていない。これがその延長において考えられるべき問いであるが、残念ながら、その問いには、武力によって、と答えざるを得ない。そしてそう答えられる限り、社会は、力の強い男性によって統制される、という方向に進んで行く。こうして、社会における男性の支配、そしてその中でも更に

強い男性による支配、といった「力の支配」が、形成されて来るのである。

これはそのまま、封建主義に至る経緯だと言うことができる。そして、この封建主義的な「力の支配」は、そのまま、家族にも投影されるのである。何故なら、国家レベルにせよ、家族レベルにせよ、外部の敵に対する安全性の確保は、男性による、という点は共通しているからである。こうして、父親による、妻と子供の支配、という家父長制が誕生することに成る。

以上の考え方は、封建主義国家であるプロイセンにも、如実に、反映されていた。私達はそれを、例えば、プロイセン初の統一法典となった「プロイセン一般ラント法」の中に、見出すことができる。

(3) 夫は婚姻社会(家庭)の長であり、その共同生活より生ずる一切を決定する。(片木[1980],p.147)

III-ii. 結婚に対するカントの見解

しかしこの様な封建主義的風潮に浸っていたにも拘わらず、ジェンダーに関わるカントの思想は、外見上、リベラルである。それは夫婦への彼の見解に示されることであるから、以下にまず、結婚に対する彼の考えを辿ることにしたい。

カントは、ヒュームが、異性間の自然な欲求(あるいは恋愛感情)として論じた、男女の結び付きの必然性を、自然的許容法則(natürliches Erlaubnisgesetz)に従ったこととして説明した(Kant[1797],VI276)。「自然的許容法則」とは、性欲という欲求に動かされながらも、必ずしも異性との結び付きが実現する訳ではない、という意味で、「例外を許容する自然法則」のことである(cf.三島[1983],pp.58f.)。

しかしこの自然的許容法則によって結ばれた男女は、性的交渉に進む限り、必ず結婚しなければならない、とカントは主張する(Kant[1797],VI278)。これは非常に堅苦しい考えに見えるが、カントがここで、法律問題として男女関係を考えているということを汲み取れば、少しは受け入れられるのではないだろうか。(目下の議論は『人倫の形而上学』の『法論』において行われている。)

他方で、カントによるこの主張の正当化は、それ以前の彼の倫理的議論を踏まえたもので、独特である。即ち、性的交渉において人間は異性を自分の快樂のはけ口として物の様に扱うことに成る。しかしこれは、相手を手段として用い、その人格をないがしろにする行為だと考えられる¹²。けれども、もしお互いに婚姻関係にあったならば、たとえ相手を物の様に扱う性的交渉の行為に及んだとしても、結婚という法的な保障の下、その後には相手の人格性は回復される、とカントは考えるのである(Kant[1797],VI278, 三島[1983],pp.62-63)。

しかし、「婚姻関係を仲立ちとした、性的交渉から、人格性の回復」という議論には、理解しがたい飛躍がある様に、私には思われる。だが、だからといって、カントは、婚姻関係に生れてくる子供の保障、という観点から考えている様でもない。何故ならカントは、婚姻関係に関連付けて考えるのなら、子供の無い夫婦は直ぐに婚姻を解消しなければならなくなる、と論じるのだから(Kant[1797],VI277)。いずれにせよ、カントにとって、結婚は、男女の結び付きにおいて、回避できないことと考えられたのである。

III-iii. 夫婦に対するカントの見解

このように、カントは男女が結婚し、家族が形成されることを、人間の必然的な事象だと考えた。この限りでは保守的である。しかし、結婚した後の男女の位置づけについて、カントの議論は、意外なリベラリズムを示すのである。

カントは、子供との関係における男女を論じる際、「父親」、「母親」という言い方をしない。その代わりに、「両親(die Eltern)」という言い方をする。そして、家族内部での支配と服従の関係を、教育的配慮から、「両親」と子供の間限定し、夫婦はあくまで平等、と考えるのである(Kant[1797],VI278)。これは、上に引用したプロイセン一般ラント法とは全く逆の方向に進む、カントのリベラリズム(家庭内における女性の解放)を示していると言えよう。

しかしながら、プロイセンの封建主義、家父長制の残余は、最終的に、カントのジェンダー思想を、予想通りの保守的な枠組みに引き戻してしまう。例えばカントは、家族を大家族と捉える。即ち、子供というものは成人した後も両親の支配下にある、と考えるのである(Kant[1797],§30)。つまりカントは、家族という社会を、そこから人間が終生逃れられない、軛の様なものと捉えるのである。そして、その大家族の中でトップに君臨するのは、やはり、父親でなければならない、とカントは追って被せてしまうのである。

その該当箇所を読むことにより、本稿では、カントのジェンダー思想が、最終的に封建的で保守的な見地に納まってしまった、と考えることにしたい。

- (4) もし法が、妻である女性に対し、その夫について、「彼(夫)は君(妻)の支配者であるべきだ。夫が支配する側で、妻は支配される側だ」ということを認めたならば、それは、夫婦の平等性(Gleichheit)に矛盾するのではないか—こういったことが問題に成るかも知れない。しかしたとえそういう問題が生じたとしても、次の様に考えれば、件の法は、夫婦の自然な平等性を保存していると思えるのである。つまり、家族共通の利益(例えば家族の安全)を実現する

ことにおいて、夫は妻に能力上、優越している。この優越に基づいた命令権が、件の法の指定する支配関係の根底に存しているのだ、と考えれば良いのである…。(Kant[1797],VI279)。

こうしてカントは、外見上のリベラルさとは裏腹に、家父長的な家族の中にある「支配される性としての女性」というジェンダーを主張するに至ったのである。

IV. ミルとジェンダー

最後にミルを扱いたい。彼は本稿で扱う哲学者の内、唯一、フェミニズムに直接、影響を与えた哲学者である。ミルが1866年、下院議員としてイギリス議会で婦人参政権の請願書を提出し、演説をしたことは、第一波フェミニズムの重要な事件と考えられている(cf.江口[2007],p.3, 水田[1984],pp.51-52)。彼がそのような行動に出た原因については、色々なことが言われているが、最も分かり易いのは、妻のハリエット・テイラー(1807-1858)がフェミニズムの論客であった、ということである¹³。既に述べた通り、ミルは、自己のフェミニズム、そしてジェンダーの思想を形成するのに、ヒュームの経験主義を応用している(II-i)。それだけでなく、ミルは、具体的なジェンダー思想においても、ヒュームの「家事をするべき性としての女性」というジェンダーを受け継ぐ方へと向かうのである。以下に、その経緯を辿ることにしたい。

IV-i. 女性の隷属

ミルのフェミニズム思想は、『女性の隷属』という小冊子にまとめられている。それを繙くと、直ぐに、私達は、次の様な口調で、ミルに煽られる。

- (5) 私は、「主婦(wife)が良い扱いを受けないのは概して、奴隷と同じだ」と言いたいのではない。それどころではないのだ。如何なる奴隷も、主婦と同じ位に「奴隷」という言葉の真正の意味において奴隷である、ということはないのである。(Mill[1869],p.33,大内[1989],p.83)

ミルは、家庭内での男性による女性の支配を、現代に残された最後の奴隷制だ、と主張する(Mill[1869],p.86, 大内[1989],p.158)。そしてこの抜粋の通り、家庭内の女性は、奴隷の中の奴隷だ、と論じるのである。

ミルは「奴隷」という言葉で男女の支配関係を特徴付けている様だが、これは過激な言い方であり、正直、私自身は賛成できない。というのも、「奴隷」とは、一般に、本人の意志に反して、力づくで、使役と所有の対象になった、そういう人

格を剥奪された人間の状態だと言えよう。これは、古代ギリシア・ローマの時代の奴隷にせよ、黒人奴隷にせよ、共通して言えることである。しかし、女性は自分の意志に反して、男性の力づくで、彼の妻に成る訳ではない。この点は、ヒュームの「異性間の自然な欲求」や、カントの「自然的許容法則」の所で、確認された所なのである。故に、男女の支配関係について、ミルの「奴隷」という形容は当らず、もう少し別の観点から考えることが求められる。恐らくそのために、カントの所で見たと、封建支配という観点の方が適切なのではないか。

IV-ii. 専制支配の学校としての家族

カントの所で、男性(父親)が、家族を牛耳る様に成る有り様を、封建国家の投影として説明した。ミルも、この様な女性に対する封建的な支配に気付いており、それを、「力の法則(the law of force)」と呼んで、厳しく批判した(Mill[1869],p.8, 大内[1989],p.46)。彼は、それは人類の野蛮な産物であり、時代の流れと共に克服されるべきものだ、と言っている。

確かに、国家レベルで考えれば、ミルは、歴史的な事実をありのままに述べていた、と考えられる¹⁴。実際、王による力の支配は、市民革命によって打倒されて行ったのである。しかし、家族レベルにまで視点を落とした時、ミルの批判は勢いを増す。彼は、家族という小社会においては、時代の流れに立ち遅れるかの様に、力の法則が残存している、と指摘する。しかも、それどころではなく、正に家族において、悪しき時代の力の支配がずっと再生産され続けている、と彼は主張するのである。

(6) 家族は専制主義の学校である。そこにおいて専制主義の徳が、そしてまた悪徳までもが、大いに培われているのである。(Mill[1869],p.47, 大内[1989],p.103)

先に、ミルが女性の被支配状態を奴隷に譬えたことを、不適切だと私は言ったが、以上の封建主義の文脈で考え直すなら、彼の言いたいことも分かる気がする。つまり、ミルは、家族という小社会が、民主主義化されて行く時代の流れの中で立ち遅れている有り様を揶揄し、「奴隷」と形容したのではないだろうか。

IV-iii. 性役割分業に対するミルの肯定

いずれにせよ、ミルによる以上の批判は、カントに読み取られた「支配される性としての女性」というジェンダーに対する激しい批判だと解釈できる。その批判に

において、家族は、そこに封建支配が投影される、国家の縮図だと考えられている。家族という小社会は、このように、ジェンダーの議論において、国家に譬えられることが頻繁に見受けられる(cf.水田[1984],p.171)。ミルの批判は、その「封建国家としての家族」に向けられたものだとも考えられる。

だが他方で、家族は、会社に譬えられることもある(ibid.)。つまり、夫は外に出て行って金を稼いできて、妻はその金を使い、家庭内の仕事をこなす、そういう形で経営されている会社の一種だと、考えられるのである。

私達は実は、この家族に対する見方を、既にヒュームの議論の中で、「分業」という観点の下、導入している(II-iv)。つまり「会社としての家族」は、ヒュームのジェンダー思想に読み取られるものなのである。カント的なジェンダーを批判したミルは、何故か、そのヒューム的なジェンダーを、肯定する方へと進んで行く。

- (7) もし家族の生活費が、既存の財産にではなく、賃労働に依存するのだとしたら、世間一般の取り決め(the common arrangement)、即ちそれによれば、夫が賃金を稼ぎ、妻が家計を管理する、といったことは、私には概して、二人の間での最も適切な分業(division of labour)になっている、と思われる。(Mill[1869],p.50, 大内[1989],p.108)

ここにおける「世間一般の取り決め」とは、ヒュームの言う「黙約」に該当すると言えるだろう。しかし、水田玉枝は、このミルの見解こそが、彼のフェミニズムの限界だ、と厳しく批判するのである(水田[1984],pp.183-193)。

要は、ミルは、カント的なジェンダー、即ち「支配される性としての女性」は否定したのにも拘わらず、ヒューム的なジェンダー、即ち「家事をするべき性としての女性」を肯定してしまったのである。このため、ミルのフェミニズムはジェンダーを消し去る所にまでは到達していなかった、という点で、第二波に限らず、フェミニスト一般に、不満の残るものだと評価されたのである。

V. さいごに—ジェンダーの何処が悪いのか

本稿では、あくまで試作的なこととして、近代哲学の観点から、ジェンダーの概念を考察した。その大筋は、次の様にまとめられる。即ち、ヒュームの議論からは、「家事をするべき性としての性」としてのジェンダーが読み取られ、カントの議論からは、「支配される性としての性」としてのジェンダーが読み取られた。そして最後に、ミルにおいて、ヒューム的なジェンダーが肯定され、カント的なジェンダーが否定されたのである。

私個人としては、その逆、むしろ、ヒューム的なジェンダーの方に、問題の根はあると考えている。確かに、男性に支配されるのは面白くない、というのは分かる。しかしそれ以外に、家事・育児に追いやられ、頑張っても平均的な評価しか受けず、ひたすら子供と夫の出世に自分の人生の成功を重ね合わせて行く、そういう女性の生き方、そしてそこへと彼女達を閉じ込めてしまう社会の構造にこそ、問題の根が有る、と私には思われるのである¹⁵。

Hume,D.[1739-40], *A Treatise of Human Nature*, Oxford at the Clarendon Press.

Kant,I.[1785], *Grundlegung der Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner PHB.

[1797], *Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner PHB.

Mill,J.S.[1869], *The Subjection of Women*, Hackett Publishing Company.

江口聡[2007], 「ジェンダーと平等」, 京都女子大学現代社会学部テキスト。

江原由美子・山田昌弘[2003], 『改訂版ジェンダーの社会学』, 放送大学出版会。

大内兵衛・大内節子[1989], 『女性の解放』, 岩波文庫。(Mill[1869]の訳)

大槻春彦[1948], 『人性論(一)』, 岩波文庫。(Hume[1739-40]の訳)。

[1951], 『人性論(三)』, 岩波文庫。(Hume[1739-40]の訳)。

[1952], 『人性論(四)』, 岩波文庫。(Hume[1739-40]の訳)。

片木清[1980], 『カントにおける倫理・法・国家の問題』, 法律文化社。

黒田亘[1975], 『経験と言語』, 東京大学出版会。

樽井正義・池尾恭一[2002], 『人倫の形而上学』, 岩波書店。(Kant[1797]の訳)

三島淑臣[1983], 「カント私法論についての再論(二・完)」, 九州大学『法政研究』第50巻所収。

水田珠枝[1984], 『ミル「女性の解放」を読む』, 岩波書店。

¹ 但し、カントはドイツ語圏の哲学者であるために、「das Geschlecht」と言う(e.g.Kant[1797],VI279)。

² この辺りの話は、江口[2007],pp.2f., 水田[1984],pp.31f.参照。

³ 例えば、1918年第四回選挙法改正(イギリス)、1928年第五回選挙法改正(イギリス)、1920年男女平等な選挙権の実現(アメリカ)。

⁴ この辺りの話は、江口[2007],pp.6f.、江原・山田[2003],pp.10f.、水田[1984],pp.10f.参照。

⁵ 以上、江原・山田[1984],pp.9-16、江口[2007],p.8.p.10参照。

⁶ 黒田[1975], 第三章「抽象について」、第五章「経験の問題」参照。

⁷ 例えば「原子」はドルトンが導入した時、経験的な根拠を持たなかったが充分有意義であった。

⁸ 黒田亘が「理解のコンテクスト」と呼んだものである(黒田[1975],p.114)。

⁹ 初め、「寛大な優しさないし善意(a generous kindness or good-will)」と呼ばれるが、後に「慈愛」と言い換えられる(Hume[1739-40],pp.394-395, 大槻[1951],pp.176-177)。

¹⁰ 性的欲求に限らず、欲求とは一般に、快の気持ちから、その快の原因と成った対象を求める、直接的な感情として発生するとヒュームは論じる(Hume[1739-40],pp.438f., 大槻[1951],pp.235f.)。

¹¹ ここでは、ヒュームの情念論独自の、「観念と印象の二重の関係(double relations of ideas and impressions)」という原理が働いている(Hume[1739-40],p.286,p.289, 大槻[1951],p.265 註四)。情念論で中心的に論じられる感情は、自負、卑下、愛情、嫌悪であるが、ここでは愛情に関する分析が念頭に置かれている。

¹² 「君の人格およびあらゆる他者の人格の中にある人間性を、常に目的として用い、決して単に手段として用いない様に、行為せよ」(Kant[1785],IV429)という、道徳法則の「目的自体の定式」が念頭に置かれている。男女の性的交渉は、この定式の道徳法則に違反すると考えられる。

¹³ 詳しくは、水田[1984],pp.37-53。

¹⁴ ちなみに、ヒュームの実地的経験の方法に加え、歴史を参照することは、ミルにとって、社会科学の方法として最も重要なことの一つと考えられていた(Mill[1869],pp.4-22, 大内[1989],pp.41-67, 水田[1984],pp.78f.)。

¹⁵ 例えば、江原・山田[2003],pp.49-64。